

特定教育・保育施設の利用定員の変更について

1 利用定員とは

認可定員（※）の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づいて設定するもので、以下のよう定めるものとされています。

- ・ 認可定員に一致させることを基本とするが、認可定員の範囲内で設定する。
- ・ 恒常的に利用人数が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが可能。

※ 認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その施設の設備及び運営の基準を満たす定員を指します。鶴ヶ島市内の施設について、教育・保育施設は埼玉県が、地域型保育事業は市が認可を行います。

子ども・子育て支援制度に係る認可・確認主体

給付種別	施設事業の種類		認可主体	確認主体
施設型給付	認定こども園	幼保連携型	埼玉県	鶴ヶ島市
		幼稚園型		
		保育所型		
		地方裁量型		
	幼稚園			
保育所				
地域型保育給付	小規模保育事業		鶴ヶ島市	鶴ヶ島市
	家庭的保育事業			
	居宅訪問型保育事業			
	事業所内保育事業			

2 利用定員の変更手続について

市が確認対象の施設・事業の利用定員を増加・減少させる場合は、子ども・子育て支援法の規定により、県知事への協議が必要となります。県知事への協議に当たり、市は、市の子ども・子育て会議（鶴ヶ島市の場合は児童福祉審議会）に、任意ではありますが、意見を聴取することとなっています。

3 利用定員の変更（案）について

(1) 鶴ヶ島保育所

鶴ヶ島保育所の利用定員について、2号認定の定員を6人減、3号認定の定員を6人増やし、全体の利用定員の120人のままとします。

施設・事業の種類		保育所		公私区分	公立	
設置者	鶴ヶ島市					
施設名	鶴ヶ島保育所					
所在地	鶴ヶ島市大字脚折1922-23					
認可定員	120人					
利用定員（人）	給付認定	1号認定	2号認定 3歳～5歳	3号認定 0歳	1・2歳	合計
	変更前	—	81	6	33	120
	変更後	—	75	6	39	120
	増減	—	▲6	0	6	0
変更予定年月日	令和7年4月1日					
変更理由	保留児童の多数を占める1・2歳児の定員、幼児教育・保育施設の無償化開始以降、減少傾向にある近年の利用状況に合わせた利用定員区分とする。					
利用実績（人） （各年4月1日現在）	R2	R3	R4	R5	R6	
2号認定	73	75	66	61	52	
3号認定	45	38	19	23	33	
合計	118	113	85	84	85	

(2) 富士見保育所

富士見保育所の利用定員について、2号認定の定員を7人減、3号認定の定員を7人増やし、全体の利用定員の120人のままとします。

施設・事業の種類		保育所		公私区分	公立	
法人名	鶴ヶ島市					
施設名	富士見保育所					
所在地	鶴ヶ島市富士見4-26-1					
認可定員	120人					
利用定員（人）	給付認定	1号認定	2号認定 3歳～5歳	3号認定 0歳	1・2歳	合計
	変更前	—	82	6	32	120
	変更後	—	75	6	39	120
	増減	—	▲7	0	7	0
変更予定年月日	令和7年4月1日					
変更理由	保留児童の多数を占める1・2歳児の定員、幼児教育・保育施設の無償化開始以降、減少傾向にある近年の利用状況に合わせた利用定員区分とする。					
利用実績（人） （各年4月1日現在）	R2	R3	R4	R5	R6	
2号認定	78	76	59	50	40	
3号認定	43	36	27	28	32	
合計	121	112	86	78	72	